

## 令和4年度 第2回 浦安市子ども・子育て会議議事録

1. 開催日時 令和5年1月17日(火) 18:00~19:30

2. 開催場所 浦安市庁舎4階S2、3、4会議室

3. 出席者

(委員) 櫻井会長、砂上副会長、大森委員、大島委員、堀金委員、横川委員、植草委員  
大和委員、竹内委員、黒川委員、吉田委員、川辺委員、北尾委員

(事務局) 健康こども部 野崎部長、吉泉次長

こども課 鈴木、熊川、水島、木戸口、藤平

児童センター 斎藤

保育幼稚園課 根本、山島、小川

青少年課 飯塚、三室、藤原

母子保健課 峯村、手島、阿部、岡本

こども家庭支援センター 伊藤、河口

4. 議事

- 1) 第2期浦安市子ども・子育て支援総合計画中間見直しについて (概要) 資料1  
(詳細) 資料2  
(素案) 資料3

2) その他

5. 会議経過

1) 第2期浦安市子ども・子育て支援総合計画中間見直しについて

事務局から資料1、2に基づく説明後、資料3の教育・保育提供区域の設定、幼児期の学校教育・保育の充実、幼児教育・保育等の質の確保及び向上について保育幼稚園課より説明。各委員からの意見は、次のとおり

委員：資料3素案の10ページの②幼稚園教諭・保育等に対する研修の充実等による資質向上において、「策定しましたので」と只今説明を受けて「保育の質のガイドラインを策定します。」ではなく、「保育の質のガイドラインを活用し保育の在り方を検討していきます。」と変更してもいいのではないかと思いました。

保育幼稚園課：委員のおっしゃるとおり、「保育の質のガイドライン」は令和2年度において策定済であることから、活用についての記載に変更するとし、関係計画との整合性などを踏まえて表現につきましては精査させていただきます。

副会長：表の見方についてお伺いします。資料3素案9ページ、3号認定の0歳児と1、2歳児について、見直し後の数値が掲載されています。3号認定の0歳児の令和5年度、令和6年度(見直し)の表、確保方策一量の見込み(計画)が133となっていますが、確保方策(計画)の389から量の見込み(計画)の277を引いたという理解でよろしいのでしょうか。

保育幼稚園課：確保方策（計画）の認定保育園の数値を389に今回変更させていただいています。地域型保育については変更がありませんので、389に21を足したのから、277を引いた数値として133という数値となります。

副会長：分かりました。では同様に、3号認定の1,2歳児の表について、確保方策一量の見込み（計画）が令和5年度69、令和6年度は4という数値になっている根拠を教えてください。

保育幼稚園課：令和6年度につきましては、確保方策（計画）の認可保育園等1,439に地域型保育の85を足し、令和6年度の当初の見込みである1,520を差し引くと、見直し後の4という数値になります。

令和5年度についても同様に、確保方策（計画）の1,439に地域型保育の85を足し、当初見込みの1,455を差し引くと、69という数値になります。

副会長：わかりました。ありがとうございました。

続けて意見になりますが、資料3素案10ページの②幼稚園教諭・保育等に対する研修の充実等による資質向上について、先ほどご指摘がありました通り、「保育の質のガイドライン」はすでに策定しておりますので、「活用し〜」という形で変えていただければと思います。

あと、幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による資質向上ということで、浦安市には就学前の統一カリキュラムがありますので、「いきいき☆浦安っ子」や、幼保小の連携に関するアプローチカリキュラムですとか、現場の先生方のご尽力で策定された浦安市で既に取り組みされているものを盛り込んでいただけるとよいと感じました。

保育幼稚園課：盛り込んでいくよう内容の精査をいたします。

会長：そのほかにはございませんか。

それでは、続きの内容に移りますが、地域子ども・子育て支援事業については、13の事業をそれぞれの課が担当していますから、各担当課からご説明いただき、質疑は最後にまとめてとらせていただこうと思います。ではご説明願います。

各担当課より、資料3素案の地域子ども・子育て支援事業等の見直しについて説明。

各委員からの意見は、次のとおり

会長：1番から13番の事業についてご質問等ございますか

委員：資料3素案13ページの実施施設の箇所について、見明川の記載に誤りがあります

保育幼稚園課：申し訳ございません。訂正いたします。

委員：質問が2つあります。資料3素案19ページ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業について、多様な集団活動事業とあるのは、これは保育に関する多様な事業ということでしょうか

保育幼稚園課：こちらの事業につきましては、短時間の習い事などは対象ではなく、1日4時間以上の教育を行った施設に対して、そこに通う保護者の負担を軽減するという形となっております。

委員：ありがとうございます。もう1点お伺いいたします。

私はファミリー・サポート・センターのまかせて会員や幼稚園の子育てすこやか広場の協力員を個人的にやらせていただいておりますが、有償ボランティアという扱いになるうえでの価格にはなると思うのですが、ファミサポは土日1時間あたり900円、平日は700円をまかせて会員に支払うようになっています。

子育てすこやか広場の協力員は、1回あたり1,200円の支払いですが、2.5時間の拘束を踏まえると1時間あたり480円位になります。資格のない育児経験のある人といううえでのお値段になるのでしょうか、こういったところの見直しなどを行っていただく機会はあるのでしょうか。

また、公民館主催事業における保育者は有償ボランティアで時給1,005円位なのでいろいろ金額がまちまちになっている印象があります。

こども課：それではファミリー・サポート・センターの費用についてご説明します。

ファミリー・サポート・センターは家庭同士の互助組織という位置づけです。価格につきましては近隣市や都内を含めて、600円から800円程度の範囲で金額が設定されていますので、浦安市では標準的な金額になっています。仮にこの活動が労働ということになりますと、最低賃金の考え方がありまして、この金額では労働基準法に違反するということになりますが、この活動は労働性がないという前提です。

全国ファミリー・サポート・センター組織もこのような考え方によって金額が設定されています。ただし、まかせて会員さんにも大きなご負担がかかっていることも確かですので、適正な価格になるよう調査などは今後も行っていきたいと思っております。

委員：専業主婦の方は少なくなっていると思います。その中で、時間と金額を考えますと協力いただける方は少ないと思っています。

会長：子育てすこやか広場についてはどうでしょうか。

健康こども部長：ご意見いただきありがとうございます。子育てすこやか広場につきましてはもう一度精査させていただいて、改めてお示しさせていただきたいと思っております。

昨今、労働環境など様々変わっていく中で、福祉に限らず人員の配置の難しさというのも大きな課題として捉えております。そういった意味でも、様々な視点や、近隣の状況を精査しながら考えていきたいと思っております。

委員：資料3素案12ページ②地域子育て支援拠点事業について、量の見込みについてですが、令和2年度計画時の人数から大幅に減っているのは、人数制限とかがあったと思いますが、コロナ禍が影響していると考えてよろしいでしょうか。

こども課：新型コロナウイルスの影響につきまして、市民生活に大きな影響を与えているのは確かかと思えます。地域子育て支援拠点事業の結果につきましては、令和2年度当初は休館、休所が多かったものですから、それに伴って利用数も減っているということが一つ理由としてございます。

それ以外の開所時につきましても、次の流行を防止するという意味で事前予約制や時間制限などの利用制限をしました。従前では1日中利用することが可能だったのですが、職員が遊具の消毒をするために利用者の入れ替え、時間制限を実施しておりました。このようなこともあって利用の実績値も減っていると考えております。

委員：見直し後の数値は計画策定時より減少しているようで、引き続きコロナ禍での対応を続けていくということでしょうか。

健康こども部長：今回そのほかの事項についてもコロナ禍による影響を受けた数値が出ているかと考えておりますが、令和5年度以降も制限等継続するのかというご質問かと思えます。

こちらにつきまして、資料3素案2ページの3「新型コロナウイルス感染症の影響について」がでございます。今回、中間見直しの考え方の一つとして、新型コロナウイルス感染症の影響で実績値と計画策定時の量の見込みが大きくかい離していると考えられる場合には、その影響が一時的なものであるかどうかを踏まえ、令和5年度以降の数値を考えさせていただいております。現在、行動制限もかかっているわけではなく、施設においても正常に戻りつつあるという状況にありますが、まだ引き続き感染が出ておりますので、その点も加味しながら考えさせていただいているところです。

会長：ありがとうございます。

どこまで新型コロナウイルス感染症の影響を考えるのか、難しいところではあります。この中間見直しの策定予定はいつでしたか。

健康こども部長：令和5年3月を予定しております。

会長：分かりました。コロナ禍で困っている保護者の方も多くいらっしゃるかと推測しています。ほかにご意見等ございますか。

副会長：資料3素案18ページ⑩放課後児童健全育成事業について、中間年見直しの考え方に量の見込みおよび確保方策を修正しますと記載がありますが、これは下方修正ということでしょうか。

事務局：令和5年度、令和6年度の見直しの数値につきまして、上方修正の項目と下方修正の項目があることから、中間見直しの考え方において、「修正します」との記載をしております。

会長：そのほかにございますか

それでは、引き続き内容の説明をお願いします。

事務局より、資料3素案の子ども・子育て支援事業計画における任意記載事項、次世代育成支援対策関連事業について説明。各委員からの意見は、次のとおり

会長：任意記載事項については資料3素案22ページに新規追加があり、次世代育成支援対策関連事業については、資料2記載のように、終了した事業と富岡保育園立替事業が新規ということです。次世代育成支援対策関連事業については、資料2記載事業以外は変更なしという認識でよろしいですか

事務局：資料2記載以外の事業は変更ございません。

副会長：次世代育成支援対策関連事業について、ほのぼのタイム事業、子育て支援チケット事業、子育て支援パスポート事業が終了となっています。終了の理由として、当初から計画されていた終了なのか、何か別に理由等があるのか教えていただければと思います。

こども課：それでは終了についての背景になりますが、まずほのぼのタイム事業になります。

ほのぼのタイム事業は生後6か月までの親子が集まり、情報交換やおしゃべりをする事業です。令和3年度以降これらの支援につきましては、子育て支援センター、堀江つどいの広場や、その年から市の施設となった明海つどいの広場に加え、市内の保育園に併設された地域子育て支援センターにおいても引き継いで行われております。形式的にはほのぼのタイム事業という名称での事業は行われていないとのことから、計画の表示上終了とするものでございます。

母子保健課：続きまして、子育て支援チケット事業の終了について説明いたします。

子育て支援チケット事業については、こどもプロジェクト事業の一つとして子育てケアプランを作成する動機づけや、保護者の経済的負担軽減などを目的として、2回目のケアプラン作成時に5千円分のチケット、3回目の作成時に1万円分のチケットを配布していたところです。ケアプランの作成率についてはこのことにおいて一定の効果があつたものと考えておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、税収が大幅に落ち込みましたことから、市全体での事業の見直しの結果、令和2年度をもちまして事業を終了したところでございます。

なお、現在、国・県の補助金を活用して、妊娠時に5万円、出産時に5万円を交付し、全妊婦を対象に、妊娠期から出産、産後育児期まで一貫して寄り添う相談体制を整備し、様々なニーズに即した支援につなげることや、経済的負担軽減のために出産子育て応援

交付事業の準備を進めているところでございます。

こども課：子育て支援パスポート事業の終了につきましてご説明いたします。

現在、浦安市内で利用できる子育て支援パスポートは市発行のものと、千葉県が発行するものと2つが併存しております。一昨年までは千葉県の発行する子育て支援パスポートについては、対象年齢が中学3年生まで、浦安市が発行する子育て支援パスポートについては高校3年生までということで利用できる対象年齢に差がありましたが、昨年度から千葉県のパスポートの対象者も高校3年生までに拡大されました。

このことから、現在浦安市が発行しております子育て支援パスポートの有効期限が令和5年3月31日までとなっておりますので、令和5年4月1日以降に新規の発行は行わず、令和5年度以降につきましては、千葉県の子育て支援パスポートを通じて市の子育て支援を実現していくということで終了とするものでございます。

なお、千葉県の子育て支援パスポートにつきましては、東京都など他の都道府県との相互利用が可能という形もとっておりますので、従来の浦安市の発行するパスポートに比べて利用できる範囲も大きく広がっていくということも特徴の一つとして挙げられます。

母子保健課：先ほどご説明した子育て支援チケット事業の関係で、国・県における支援補助金を活用してと申し上げましたが、まだ正式に本市の事業として認められたものではございませんので、国の動きとしましては、こういった支援が計画されているとご理解いただければと思います。

会長：ありがとうございます。子育て支援チケット事業については、ケアプラン作成の動機づけとして、ギフト及びチケットをお渡しするということだったと思いますが、事業終了に伴いケアプラン作成の実績というのはどのようになったのでしょうか。

母子保健課：令和2年度に事業を終了しまして、令和3年度と比較した数値でお答えします。

ケアプランは3回作成する機会がございまして、1回目は妊娠届をお持ちになった時に母子手帳を交付する際に作成いたします。そちらは令和2年度と比較しまして、令和3年度は0.93という数値で若干下がりました。0.07ポイントの下落です。

2回目につきましては、出産前後に5千円分のチケット配布をやめたことで、作成率については0.45。半分弱となりました。

3回目につきましては、1万円分のチケットの配布を1歳の誕生日にケアプランを作成する際にお渡ししておりましたが、終了に伴い、作成率は0.29ポイント。3分1以下となっております。

現在は、チケットの配布がない代わりに、1歳になるまでの体重計測などを行い、その際にケアプラン作成のお声掛けをして作成率向上に努めているところです。

副会長：資料3素案27ページ⑧外国人相談窓口の実施につきまして、「日本の文化に不慣れな外国人が生活しやすい環境づくり～」と記載がありますが、「日本の文化に不慣れな外国

人」という言い方ですと、日本の文化に適応することを前提とするような表現に捉えてしまいますので、「多様な文化的背景を持つ」や、「生活スタイルが異なる」というという形で、日本の文化も多様化していますので、ダイバーシティを前提とした表現にアップデートしてもよいのではないかと感じました。

事務局：担当課と表現の仕方について精査してまいりたいと思います。

会長：ほかに何かございますか。全般通してのご質問でも構いません。  
それでは、議事2その他について事務局お願いします。

## 2) その他

事務局から、会議録の公表および次回の子ども子育て会議の開催について説明

委員：最後に1点よろしいですか。資料3素案36ページ⑩外国につながる幼児への支援について、幼児というのは具体的に何歳まで含まれるのでしょうか。全体を通して、幼児、こども、園児、小学校に就学する子どもなど様々な表現があって分かりづらいと思いました。また、「意思疎通を図りにくい」という表現も、「年齢によりコミュニケーションがとりにくい」など、柔らかい表現ができたらいいなと感じたところです。

保育幼稚園課：外国につながる幼児の支援ということで、幼児という記載になっておりますが、0歳児からと考えております。計画上の園児や幼児の表現につきましてはできる限り統一という形で考えていきたいと思っております。また意思疎通を図るというところにつきましては、コミュニケーションという言葉を用いたほうが、意味を広く捉えることができると思っておりますので、表現方法については精査してまいりたいと思っております。

会長：よろしいでしょうか  
それでは本日の会議は終了いたします。

以上